

## 足立区公契約条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

### (公契約の範囲)

第3条 条例第6条第2号に規定する区長が別に定める契約とは、次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎その他施設（指定管理者による管理を行わないものに限る。以下同じ。）における設備又は機器の運転、管理、保守又は点検の業務に関する契約
- (2) 庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内の業務に関する契約
- (3) 庁舎その他施設の維持管理又は運営の業務に関する契約
- (4) 庁舎その他施設の建物清掃の業務に関する契約
- (5) 庁舎その他施設における警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）に関する契約
- (6) 庁舎その他施設における給食調理の業務に関する契約
- (7) 区立学校における用務の業務に関する契約
- (8) 区内及び区の隣接地域内における車両の運行の業務に関する契約
- (9) その他、条例の適用を受ける契約として区長が適当と認めるもの

2 前項第9号に該当する契約については、これを告示する。

### (記録の保存期間)

第4条 条例第7条第3号の規定により作成した記録を保存する期間は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第109条に規定する期間とする。

### (算定労働時間数)

第5条 条例第2条第4号アに規定する労働者等が、条例の適用を受ける公契約に係る業務に従事した場合の算定労働時間数は、当該業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数とする。

- (1) 1日について8時間又は1週間について40時間（労働基準法施行規則（昭和2年厚生省令第23号）第25条の2の規定に該当する場合にあっては44時間）を越えて従事した時間数（以下本号及び次号において「時間外労働時間数」という。）に100分の25を乗じた時間数
- (2) 1月の時間外労働時間数が60時間を超えた場合は、その超えた時間数（法第37条第3項の規定により同条第1項ただし書の規定による割増賃金を支払うこと不要しない時間数を除く。以下本号及び第4号において同じ。）に100分の25を乗じた時間数
- (3) 前2号の規定にかかわらず、法第32条の2から第32条の5までの規定の適用を受ける労働者等を従事させた場合は、当該労働者等が法第32条の2から第32条の5までの労働時間を超えて従事した時間数（以下本号及び次号において「時間

外労働時間数」という。)に100分の25を乗じた時間数

- (4) 前号の場合において、1月の時間外労働時間数が60時間を超えた場合は、その超えた時間数に100分の25を乗じた時間数
- (5) 法第35条に規定する休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数
- (6) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数

(立入調査をする職員の証明書)

第6条 条例第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式とする。

(公表)

第7条 条例第15条第2項に規定する公表事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公契約の件名及び締結日
- (2) 受注者又は受注関係者の氏名及び所在地（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- (3) 公契約の解除をした場合は、その日及び理由
- (4) 公契約の終了後に受注者及び受注関係者が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 公表は、区のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則（平成26年2月21日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月2日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月27日規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月3日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の足立区公契約条例施行規則の規定は、公布の日以後に指定管理者を公募した公の施設に係る指定管理者との協定について適用し、同日以前に指定管理者を公募した公の施設に係る指定管理者との協定については、なお従前の例による。

付 則（令和6年9月30日規則第60号）

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の足立区公契約条例施行規則第3条の規定は、施行日以後に締結

される足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第6条第2号に規定する契約（この規則の公布の日前に公募手続を開始したものを除く。）について適用し、施行日前に締結された足立区公契約条例第6条第2号に規定する契約及び施行日以後に締結された足立区公契約条例第6条第2号に規定する契約（この規則の公布の日前に公募手続を開始したものに限る。）については、なお従前の例による。